

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西高洲町9番地

アマテイ株式会社

代表取締役社長 藪 内 茂 行

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 兵庫県尼崎市西高洲町9番地 当会社 1階会議室
（ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第78期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amatei.co.jp/> ）に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amatei.co.jp/> ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - 連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書・連結注記表
 - 計算書類のうち株主資本等変動計算書・個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米中通商摩擦問題並びに中国経済の成長の鈍化や英国を中心とする欧州経済の減速など世界経済の不確実性が高まっており、国内経済の先行きも不透明な状況が続いております。

このような事業環境のなか、当社グループ(当社及び連結子会社)の主たる事業である建設・梱包向のうち建設向は、2018年度の新設住宅着工戸数は95.3万戸(前年度比0.7%増)と利用関係区分で分譲住宅は堅調に推移しましたが、貸家(賃貸住宅)は引き続き低調でありました。また、鋼材等の資材価格が2017年下期以降高騰しておりますが、依然エンドユーザーへの十分なる販売価格の転嫁は難しい状況が続いております。一方、電気・輸送機器向は、自動車をはじめ輸送機器関連部品や産業機械向のライセンス製品の需要は、引き続き好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、5,370百万円(前年度5,143百万円、4.4%増)となりました。増減内訳は、建設・梱包向は137百万円増(3.4%増)、電気・輸送機器向は89百万円増(8.3%増)であります。営業利益は、電気・輸送機器向は、売上げの増加に伴い増益となりましたが、建設・梱包向は、鋼材や副資材価格の高騰や輸入商品価格・運賃等の値上がりがあり、販売価格への転嫁を図ったものの、十分でなく、28百万円(前年度106百万円、73.4%減)となりました。経常利益は、借入金利の圧縮に努めたものの20百万円(前年度103百万円、80.2%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として、2018年9月の台風21号の災害に対して受取保険金41百万円、特別損失として災害による損失10百万円を計上し、法人税、住民税及び事業税4百万円、繰延税金資産5百万円の計上により、45百万円(前年度83百万円、45.9%減)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別業績は次の通りであります。

(建設・梱包向)

建設・梱包向セグメントは、釘を多く使用する2×4等の木造の住宅着工は、前年度に比べ減少したものの、当セグメント売上高は、販売量の増加や流通系への一部製品の販売価格の転嫁により増収となり、4,208百万円(前年度4,070百万円、3.4%増)となりました。利益面では、鋼材価格等の高騰に対して、十分な価格転嫁ができず、大幅な減益を余儀なくされ、セグメント利益は前年度に比べ100百万円減少し、191百万円となりました。

(電気・輸送機器向)

電気・輸送機器向セグメントは、弱電・OA機器向等の需要は、海外への生産移管に一服感があり、内需ニーズとして、品質重視による、自動車をはじめ輸送機器関連部品や産業機械向のライセンス製品の需要の増加により、増収増益となりました。この結果、当セグメントの売上高は、1,161百万円(前年度1,072百万円、8.3%増)となり、セグメント利益は前年度に比べ20百万円増加し、45百万円となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度の配当金につきましては、1株につき1.0円の期末配当金を実施いたしたいと存じます。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度 自2017年4月1日 至2018年3月31日		当連結会計年度 自2018年4月1日 至2019年3月31日		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
建設・梱包向	千円 4,070,806	% 79.1	千円 4,208,429	% 78.4	千円 137,622	% 3.4
電気・ 輸送機器向	1,072,803	20.9	1,161,903	21.6	89,099	8.3
合 計	5,143,610	100.0	5,370,333	100.0	226,722	4.4

(今後の見通し)

今後の見通しにつきましては、日本経済は緩やかな回復基調が期待される一方、国内では資源価格の上昇や人材確保問題、また海外では米中通商摩擦問題や英国を中心とする欧州経済の減速リスクなど世界経済の不確実性が高まっており、依然として不透明な状況が続くものと考えられます。

当社グループの事業環境は、建設・梱包向事業については、需要動向の指標となる新設住宅着工戸数が、2019年度は、2018年度を幾分下回る93～94万戸程度を見込んでおりますが、釘を多く使用する木造の一戸建て及び賃貸住宅の需要は底堅いものがあると考えております。しかしながら、鋼材や副資材価格の値上がりによる製造コストや運賃コスト等の高止まりは続き、収益環境は引き続き厳しいものと考えております。前連結会計年度に引き続き、諸々のコストの上昇分を販売価格に転嫁し、適正価格での販売に努めるとともに、製造設備の一部の自動無人化運転による生産の効率化と製造コストの圧縮、輸入商品の仕入コストの低減及び運賃をはじめとする販管費等の徹底した削減を実施してまいります。

また、電気・輸送機器向事業については、各ユーザーニーズとして引き続き“品質第一”を掲げ、実績のあるメーカーとの協業化が進むものと考えています。特に自動車関連では、中国をはじめとして電気自動車やハイブリッド車によるバッテリー関連、また、自動運転に必要な軽薄短小化される部品のライセンス製品の需要が増加してくると思われます。これにより、主として輸送機器向に導入した多段冷間圧造設備による高付加価値製品の量産体制化も進むと予想され、今後、自動車関連の需要の増加に対応するため、岩手工場内での工場の新設と機械設備の増強を実施してまいります。

電気・輸送機器向の今後の設備増強の概要は下記の通りであります。

目的：HV／EV車用の中径ねじの需要の増加に対応するため

投資概要：

年度	設備内容	金額（百万円）
2019年度	工場の新設	200
	機械設備 1基	8
2020年度	機械設備 3基	46
	検査機器 1台	16
	計	270

以上により、次期(2020年3月期)の通期連結業績見通しにつきましては、売上高5,400百万円、営業利益70百万円、経常利益60百万円、親会社株主に帰属する当期純利益45百万円を見込んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、70,782千円であり、主なものは建設・梱包向における特包自動計量機・包装機19,900千円及び台風21号による建屋等改修工事9,942千円、電気・輸送機器向におけるオイル集塵機2機7,180千円及びデジタルマイクロスコープ3,042千円等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

建設・梱包向事業は、木造一戸建て及び賃貸住宅の需要は底堅いものの、中国を中心とする安価な釘の輸入増により国内品との価格競争の激化により市場価格・販売価格が低下し、また鋼材価格等の値上がりによる製造コストの増大等の事業リスクがあります。一方輸入商品において、生産国での鋼材価格や人件費等の増大による仕入価格の上昇、また環境規制問題等からくる供給の不安定さ等の事業リスクもあります。また、電気・輸送機器向事業は、特に弱電・OA機器について最終需要家の生産拠点の海外へのシフト等に伴う、国内ネジ需要の減少等の事業リスクがあります。

当社グループとして、このような事業等のリスクに対応すべく、次の事項について積極的に挑戦し、業容の維持・拡大を図っていく所存であります。

①売上高・収益の拡大

1. 営業力強化により販路を拡大し、製販一体で、顧客ニーズに基づく新製品開発等の開発営業を展開し、売上高・収益の増大を図る。また、顧客満足度の向上を図るとともに、高付加価値製品を生産・販売する。
2. 製造コストや輸入商品価格の動向により、自社製品と輸入商品との生産、仕入、販売の最適バランス化を図る。

②販売価格の適正化

鋼材や輸入商品価格、運賃コスト等諸々のコスト上昇分を転嫁し、適正価格での販売を行う。

③コスト削減

1. 国内生産の無人化・省人化を推進し、生産性を高める。
2. OEM提携先との関係強化及び仕入ソースの拡大による仕入コストの削減。
3. 物流を合理化・再構築することによる物流コストの低減。
4. 販管費の低減。

④新規設備投資の実施

無人化・省人化、売上高や収益の拡大が見込める分野への、生産性・生産効率を高めるための設備投資を積極的に行う。

⑤新規事業への展開

既存事業とのシナジー効果の見込める分野への参入を検討し、事業の多角化と売上高・収益規模の拡大を図る。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 年 度	第75期 2015年度	第76期 2016年度	第77期 2017年度	第78期 2018年度 (当連結会計年度)
売 上 高	5,213,130	5,114,808	5,143,610	5,370,333
経 常 利 益	69,908	147,021	103,329	20,420
親会社株主に帰属する当期 純 利 益	149,749	112,232	83,298	45,023
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 12.21	円 9.40	円 7.08	円 3.83
総 資 産	5,004,349	5,152,822	5,144,170	5,348,851
純 資 産	1,104,301	1,156,028	1,220,563	1,233,772

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しています。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用し、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 年 度	第75期 2015年度	第76期 2016年度	第77期 2017年度	第78期 2018年度 (当事業年度)
売 上 高	4,142,804	4,139,855	4,071,063	4,208,911
経 常 損 益	69,449	149,294	81,604	△21,356
当 期 純 利 益	158,226	121,172	70,799	8,029
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 12.90	円 10.15	円 6.02	円 0.68
総 資 産	3,722,198	3,896,445	3,858,825	3,975,281
純 資 産	883,844	946,094	995,686	965,600

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しています。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用し、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 主要な事業内容

当企業集団は、下記製品の製造、販売を主要な事業内容としております。

部 門	主 要 製 品
釘 事 業	丸釘、スクリュー釘、セメントコート釘、コンクリート釘、軸組・枠組工法用釘、カラーネイル、ステンレス釘、マガジンネイル、ラウンドネイル（樹脂連結、針金連結、シート連結）、ステンレスラウンドネイル（シート連結、針金連結）
ネ ジ 事 業	マガジンタップスクリューネジ、シート連結ネジ、ステンレスシート連結ネジ、精密機器用ネジ、自動車部品用ネジ、樹脂用ネジ
そ の 他	建築用資材、釘打機

(7) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
(当 社) 本 社 工 場	兵庫県尼崎市西高洲町9番地
本 社 事 務 所	兵庫県尼崎市開明町2-11神鋼建設ビル8F
東 京 営 業 所	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト27F
名 古 屋 営 業 所	名古屋市西区域町122-1 アドバンスオフィス城102
福 岡 営 業 所	福岡市博多区東光寺町1-11-7
(株)ナテック) 本 社 事 務 所	埼玉県草加市高砂2-2-34
岩 手 工 場	岩手県奥州市江刺区岩谷堂松長根58-6

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数 184名（前連結会計年度末比13名増）

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名	6名増	43.1歳	14.2年

（注）従業員数には使用人兼務役員3名を除いています。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ナテック	96,000 ^{千円}	85 [%]	ネジ製造・販売

（注）株式会社ナテックは連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
株式会社日本政策金融公庫	861,468
株式会社三井住友銀行	595,350
株式会社みずほ銀行	538,042
株式会社商工組合中央金庫	402,680
株式会社京都銀行	127,341
株式会社山陰合同銀行	70,000
株式会社南都銀行	49,600

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,317,000株（自己株式549,004株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,557名（前事業年度末比308名増）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	3,132,000	26.61
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	2,588,000	21.99
森 一 成	585,100	4.97
樽 谷 包 装 産 業 株 式 会 社	200,000	1.70
株 式 会 社 S B I 証 券	172,300	1.46
楽 天 証 券 株 式 会 社	169,500	1.44
松 井 証 券 株 式 会 社	159,400	1.35
日 本 製 線 株 式 会 社	140,000	1.19
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	135,000	1.15
ア マ テ イ 従 業 員 持 株 会	109,600	0.93

（注）当社は自己株式549,004株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪 内 茂 行	
常 務 取 締 役	後 藤 哲 也	生産本部長
常 務 取 締 役	和 田 喜 夫	営業本部長
取 締 役	石 野 栄 一	経営管理本部長
取 締 役	鈴 木 明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱執行役員自動車鋼材本部長
取 締 役	西 村 悟	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱執行役員鉄鋼事業部門線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当
(常勤) 監 査 役	濱 口 真 一	
監 査 役	田 中 康 博	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱執行役員大阪支社長
監 査 役	高 丸 明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱事業総括部長
監 査 役	塩 野 隆 史	弁護士

- (注) 1. 2018年6月27日開催の第77回定時株主総会において、次の監査役が新たに選任され、同日付で就任いたしました。
- | | | |
|-----|-------------|------|
| 監査役 | 2018年6月27日付 | 濱口真一 |
| 監査役 | 2018年6月27日付 | 田中康博 |
| 監査役 | 2018年6月27日付 | 高丸 明 |
2. 中本俊忠氏、山本英樹氏及び石谷 誠氏は、2018年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
3. 取締役のうち、鈴木 明氏及び西村 悟氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役の田中康博氏、高丸 明氏及び塩野隆史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役のうち、塩野隆史氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

東京証券取引所の定める独立役員であり社外監査役である塩野隆史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の規定する額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
	名	千円
取 締 役	4	52,083
監 査 役	3	13,500
(うち社外監査役)	(1)	(1,800)
合 計	7	65,583

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれていません。
2. 役員報酬等の金額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
当社の役員の報酬額は、2007年6月28日の定時株主総会において役員賞与・役員退職慰労引当金繰入額も含めて取締役については年総額120,000千円以内、監査役については年総額30,000千円以内と決議されています。
その算定方法の決定に関する方針は、「役員報酬表」において、取締役と監査役に区分して、株主総会において定められた限度内の金額で各役員に配分すると定めています。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,250千円(取締役10,050千円、監査役1,200千円)が含まれております。また、2018年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金として、1名に対し3,975千円を支払っております。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額5,550千円(取締役4名に対して4,500千円、監査役2名に対して1,050千円)が含まれております。
5. 上記監査役のうち1名の監査役は社外監査役であります。他の会社役員等との兼務者である社外取締役2名、社外監査役2名については報酬は支給していません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	関 係 内 容
取締役	鈴木 明	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	執行役員 自動車鋼材本部長	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)は当社の株式を26.61%所有する関係会社であり、主原料である線材等を仕入れております。
取締役	西村 悟	(株)神戸製鋼所	常務執行役員 鉄鋼事業部門線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当	(株)神戸製鋼所は当社の株式を21.99%所有する関係会社であり、主原料である線材の供給を受けております。
監査役	田中 康博	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	執行役員 大阪支社長	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)は当社の株式を26.61%を所有する関係会社であり、主原料である線材等を仕入れております。
監査役	高丸 明	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	事業総括部長	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)は当社の株式を26.61%を所有する関係会社であり、主原料である線材等を仕入れております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	鈴木 明	当期に開催された定例取締役会6回のうち4回に出席し、主として販売面での助言等議案審議に必要な発言助言を適宜行っております。
社外取締役	西村 悟	当期に開催された定例取締役会6回のうち5回に出席し、主として販売面及び原材料等に対する助言等議案審議に必要な発言助言を適宜行っております。
社外監査役	田中 康博	監査役就任後に開催された定例取締役会5回全てに出席し、また監査役就任後に開催された監査役会5回全てに出席し、他社での経営管理業務全般に携わった経験を活かし、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	高丸 明	監査役就任後に開催された定例取締役会5回全てに出席し、また監査役就任後に開催された監査役会5回全てに出席し、他社での経営管理業務全般に携わった経験を活かし、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	塩野 隆史	当期に開催された定例取締役会6回及び監査役会7回全てに出席し、弁護士並びに独立役員の立場から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ネクサス監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,500千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案し、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に定めはありますが、契約は締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正性を確保するための体制の整備を行うための基本方針を定めています。

・取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- 2) 体制を機能させるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理部門担当の取締役をコンプライアンス・リスク管理担当取締役として選任し、年1回以上コンプライアンス・リスク管理委員会を開催する。各担当取締役は各業務のコンプライアンス・リスクを分析し、対策を具現化する。
- 3) 監査室は内部監査規程に基づき内部統制監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社及び子会社は「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及び子会社は、リスク管理に係る基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を図る。
- 2) コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク領域毎のリスクを洗い出し、予防的な対策を具体化するなど総合的な管理体制をとる。

④ 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役が営業本部、生産本部、経営管理本部の責任者として業務遂行しており、経営方針の周知徹底と同時に事業計画の遂行を効率的に行える体制をとっている。また、定例の取締役会を原則として年6回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行うほか、原則、毎週1回常勤役員による役員連絡会議を開催し、経営課題の解決を迅速に図っている。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、子会社のコンプライアンス体制やその他の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性を確保するために、指導及び支援を行う。
 - 2) 子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、当社の取締役(2019年3月31日現在、子会社の取締役を2名、監査役を1名が兼務)は、子会社の開催する取締役会に出席し、決算の把握、重要事項の審議等を行い、子会社の業務執行を監督する。
 - 3) グループ監査の一環として、会計監査人による監査を実施されています。
 - 4) 当社の監査役は、子会社の決算期末並びに第2四半期末の決算監査を実施する。
 - 5) 当社及び子会社との間で不適切な取引又は会計処理がなされぬよう子会社との情報交換を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 1) 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを監査役から求められた場合、主に監査室所属の従業員(以下、監査室員とする)が対応する。
 - 2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。
 - 3) 取締役は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員が監査役の命令事項を実施するために必要な環境の整備を行う。
- ⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当社は、監査室に監査役会を補助する監査室員を置き、当該従業員の人事等については、人事担当取締役と監査役会で意見交換を行う。
 - 2) 監査室員の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、監査室員は、職務の兼務を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を請求することができる。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。

- 2) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。
 - 3) 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、会計監査人、監査室、子会社の監査役、また、必要に応じて顧問弁護士と情報交換に努めるとともに、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - 2) 監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、必要に応じて、会計監査人、取締役、監査室等の従業員その他の者に対して報告を求めることができる。
 - 3) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、当該費用が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務の執行について

当社は、取締役会・監査役会を基本機構とし、取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行い、経営課題や重要事項を決定するため原則として年6回開催しています。取締役会には監査役が常時出席し、取締役の業務執行状況を監督しています。

また、代表取締役社長は常勤取締役をメンバーとする役員連絡会を毎週1回開催しています。その他、代表取締役社長は、常勤取締役及び課長以上の管理職をメンバーとする幹部会を開催し、業務執行の円滑化及びリスク管理強化を行っています。連絡会及び幹部会には常勤監査役も出席しています。

② リスク管理体制について

当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底させています。また、組織横断的なリスク状況の掌握・監視並びにその対応は経営管理部門が行い、各部門所管業務に付随するリスクの管理はその担当部門が行うこととなっています。この体制を機能させるため、代表取締役社長を委

員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、各部門の担当取締役はリスクの洗い出しを行い、予防的な対策を具体化する等の総合的管理体制を取っています。

③ 内部監査の実施について

当社は、代表取締役社長直轄の監査室(室長1名、室員2名)を設置し、監査役並びに会計監査人との連携を取りながら、当社において内部統制が有効に機能しているかを監視しています。定期又は臨時的監査を実施し、各種法令の遵守、リスク回避体制の確認、指導を重点項目として監査を行っています。

④ 監査役職務の執行について

当社は監査役会を設置しています。公平な監査が行われるように、当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名で構成され、取締役会の影響を受けない独立した経営監査を実施しています。常勤監査役は常時社内の業務執行の状況を監査しています。監査役は、取締役会及び重要な会議に出席する他、業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行について監査を行っています。また会計監査人と相互に連携を取り、監査計画及び監査状況等の報告を受ける等、適宜に必要な情報交換、意見交換を行っています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する濫用的買収者が出現した場合については適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要施策のひとつと位置づけており、企業価値向上に努め、財務体質の強化に取り組んでおります。内部留保につきましては、製品開発、競争力向上、収益向上を図るため、有効投資に備える所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当金につきましては、財政状況、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案し、決定しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019 年 3 月 31 日 現 在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,376,660	流 動 負 債	2,749,381
現 金 及 び 預 金	590,559	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	667,615
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,435,760	電 子 記 録 債 務	234,757
電 子 記 録 債 権	165,494	短 期 借 入 金	1,654,025
商 品 及 び 製 品	700,907	未 払 金	48,826
仕 掛 品	222,625	未 払 法 人 税 等	5,600
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	238,250	未 払 消 費 税 等	10,516
前 払 費 用	12,001	未 払 費 用	51,391
未 収 入 金	14,904	賞 与 引 当 金	32,278
そ の 他	158	役 員 賞 与 引 当 金	5,550
貸 倒 引 当 金	△4,002	そ の 他	38,819
		固 定 負 債	1,365,698
固 定 資 産	1,972,190	長 期 借 入 金	1,124,890
有 形 固 定 資 産	1,718,021	繰 延 税 金 負 債	3,985
建 物 及 び 構 築 物	430,870	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46,370
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	524,965	退 職 給 付 に 係 る 負 債	186,935
土 地	733,542	資 産 除 去 債 務	3,517
そ の 他	28,643	負 債 合 計	4,115,079
無 形 固 定 資 産	53,014	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	53,014	株 主 資 本	1,186,211
そ の 他	0	資 本 金	615,216
投 資 そ の 他 の 資 産	201,154	資 本 剰 余 金	40,181
投 資 有 価 証 券	89,368	利 益 剰 余 金	579,881
長 期 貸 付 金	526	自 己 株 式	△49,068
繰 延 税 金 資 産	18,637	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,339
そ の 他	104,597	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,339
貸 倒 引 当 金	△11,976	非 支 配 株 主 持 分	40,220
資 産 合 計	5,348,851	純 資 産 合 計	1,233,772
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,348,851

連 結 損 益 計 算 書

(2018 年 4 月 1 日 から)
(2019 年 3 月 31 日 まで)

科 目	金 額	
売 上 高	千円	千円
売 上 原 価		5,370,333
売 上 総 利 益		4,459,299
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		911,033
営 業 利 益		882,835
営 業 外 収 益		28,198
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,878	
そ の 他	7,729	11,607
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,032	
売 上 割 引	1,535	
そ の 他	817	19,386
経 常 利 益		20,420
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	41,628	
補 助 金 収 入	6,085	47,713
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	813	
災 害 に よ る 損 失	10,925	
固 定 資 産 圧 縮 損	6,085	17,824
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		50,309
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,383	
法 人 税 等 調 整 額	△5,397	△1,014
当 期 純 利 益		51,324
非支配株主に帰属する当期純利益		6,301
親会社株主に帰属する当期純利益		45,023

貸 借 対 照 表

(2019 年 3 月 31 日 現 在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,586,802	流 動 負 債	2,181,044
現 金 及 び 預 金	489,131	支 払 手 形	55,587
受 取 手 形	347,816	電 子 記 録 債 務	91,063
電 子 記 録 債 権	104,287	買 掛 金	521,166
売 掛 金	647,222	短 期 借 入 金	1,381,071
商 品 及 び 製 品	594,733	未 払 金	30,863
仕 掛 品	135,486	未 払 法 人 税 等	4,687
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	194,787	未 払 事 業 所 税 用 金	13,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	60,000	未 払 賃 料 費	32,506
そ の 他	17,557	未 賞 与 引 当 金	29,418
貸 倒 引 当 金	△4,221	役 員 賞 与 引 当 金	5,550
固 定 資 産	1,388,479	そ の 他	16,129
有 形 固 定 資 産	1,139,432		
建 物	1,238,432	固 定 負 債	828,637
減 価 償 却 累 計 額	△985,980	長 期 借 入 金	631,211
建 物 (純 額)	252,452	退 職 給 付 引 当 金	159,880
構 築 物	198,400	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	34,275
減 価 償 却 累 計 額	△164,372	資 産 除 去 債 務	3,270
構 築 物 (純 額)	34,028		
機 械 及 び 装 置	2,539,879	負 債 合 計	3,009,681
減 価 償 却 累 計 額	△2,233,206	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置 (純 額)	306,672	株 主 資 本	
車 両 運 搬 具	61,201	資 本 金	615,216
減 価 償 却 累 計 額	△55,863	資 本 剰 余 金	
車 両 運 搬 具 (純 額)	5,337	資 本 準 備 金	40,181
工 具、器 具 及 び 備 品	116,437	資 本 剰 余 金 合 計	40,181
減 価 償 却 累 計 額	△103,953	利 益 剰 余 金	
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	12,483	利 益 準 備 金	146,000
土 地	528,095	そ の 他 利 益 剰 余 金	205,930
建 設 仮 勘 定	363	繰 越 利 益 剰 余 金	205,930
無 形 固 定 資 産	49,898	利 益 剰 余 金 合 計	351,930
ソ フ ト ウ ェ ア	49,898	自 己 株 式	△49,068
投 資 そ の 他 の 資 産	199,147	株 主 資 本 合 計	958,260
投 資 有 価 証 券	46,516	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
関 係 会 社 株 式	43,001	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,339
長 期 前 払 費 用	960	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,339
保 険 積 立 金	73,235	純 資 産 合 計	965,600
繰 延 税 金 資 産	18,704	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,975,281
そ の 他	28,705		
貸 倒 引 当 金	△11,976		
資 産 合 計	3,975,281		

損 益 計 算 書

(2018 年 4 月 1 日 から)
(2019 年 3 月 31 日 まで)

科 目	金 額
高 上 売 上 原 価	千円
4,208,911	千円
3,495,784	
713,126	
730,269	
17,142	
763	
3,865	
4,319	8,948
10,963	
1,535	
663	13,162
21,356	
41,628	41,628
197	
10,925	11,122
9,148	
3,470	
△2,351	1,119
8,029	

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

アマテイ株式会社

取締役会御中

ネクサス監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 藤井 栄喜 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 橋爪 健治 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 長野 秀則 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アマテイ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマテイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

アマテイ株式会社
取締役会御中

ネクサス監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 栄喜	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 健治	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	長野 秀則	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アマテイ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査項目、各監査役の業務の分担を定め、取締役会等の意思決定並びにその執行状況の監査等を重点監査項目として、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査項目、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、役員連絡会、幹部会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、コンプライアンス・リスク管理委員会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

アマテイ株式会社 監査役会

常勤監査役 濱 口 真 一 ⑩

社外監査役 田 中 康 博 ⑩

社外監査役 高 丸 明 ⑩

社外監査役 塩 野 隆 史 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円	総額	11,767,996円
---------------	----	-------------

③剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	やぶ うち しげ ゆき 藪 内 茂 行 (1956年8月4日)	1980年4月 丸紅株式会社 入社 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍 鋼材第一本部自動車鋼材部自動車 鋼材第一課長 2004年8月 広州紅忠汽車鋼材部件有限公司 董事兼総経理 2009年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼材第二 部長 2012年4月 同社 執行役員 鋼材第三本部長 2012年6月 当社 取締役 2015年4月 紅忠スチール株式会社 代表取締 役社長 2017年4月 同社 顧問 2017年6月 当社 顧問 2017年6月 当社 代表取締役社長（現任） 【選任理由】 藪内茂行氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員、その事業会社での代表取締役、当社での社外取締役の経験を有し、鉄鋼業界や経営に広い見識を活かし代表取締役として2年間当社の経営に携わり、引き続き当社の経営を牽引していくと見込まれることから取締役候補者といたしました。	8,317株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	わ だ よし お 夫 和田喜夫 (1955年9月30日)	1980年4月 丸紅株式会社 入社 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍 2006年4月 株式会社チタック 出向 取締役 2006年6月 日鉄東海鋼線株式会社 出向 執行役員 2009年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 大阪特殊鋼ステンレス部長 2014年4月 当社に出向 顧問 2014年6月 当社 取締役営業本部長 2016年6月 当社 常務取締役営業本部長 (現任) 【選任理由】 和田喜夫氏は、鉄鋼業界の営業部門において幅広い経験と知見を有し、営業戦略の立案と市場の拡大及びお客様満足の推進を先頭に立って実践してまいりました。今後も更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	8,143株
3	いし の えい いち 石野栄一 (1956年11月25日)	1979年4月 神東塗料株式会社 入社 1992年4月 株式会社新井組 入社 2004年1月 当社 入社 2010年4月 当社 経営管理本部総務経理部長 2013年7月 当社 経営管理本部長兼総務経理部長 2014年6月 当社 取締役経営管理本部長 (現任) 【選任理由】 石野栄一氏は、40年近くに亘る会計、財務及び経営管理全般に関する経験と見識を有しており、最高財務責任者として携わってきました。今後も更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	9,888株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	※ やま もと のぶ ゆき 山 本 信 之 (1958年10月6日)	1982年4月 株式会社神戸製鋼所 入社 2000年10月 同社 鉄鋼事業本部線材条鋼商品 技術部 主任部員 2010年7月 株式会社セントラルヨシダ 出向 伸線技術部長 2013年4月 同社 執行役員伸線技術部長 2019年1月 当社 顧問（現任） 【選任理由】 山本信之氏は、その他関係会社である株式会社 神戸製鋼所などの生産部門で工場管理や生産技 術・品質管理の経験と見識を有しており、当社 において生産性や品質の向上などの貢献が見込 まれることから取締役候補者となりました。	0株
5	すず き あきら 鈴 木 明 (1959年9月19日)	1983年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍 2003年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼大洋州会社 社長 2011年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 自動車 鋼材第一部長 2013年4月 P.T. United Steel Center Indonesia 出向 社長 2017年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 執行役 員 自動車鋼材本部長（現任） 2017年6月 当社 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 執行役員 自動車鋼 材本部長 【選任理由】 鈴木明氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸 紅鉄鋼株式会社の執行役員であり、企業におけ る豊富な実務経験及び鉄鋼分野における幅広い 見識を有していることから、引き続き社外取締 役候補者となりました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
6	※ 木 本 和 彦 (1965年9月15日)	1988年4月 株式会社神戸製鋼所 入社 2016年4月 同社 鉄鋼事業部門営業総括部長 2018年4月 同社 執行役員 鉄鋼事業部門企画管理部、原料部、資材部の担当 2019年4月 同社 執行役員 鉄鋼事業部門企画管理部、線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼事業部門企画管理部、線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当 【選任理由】 木本和彦氏は、その他の関係会社である株式会社神戸製鋼所の執行役員であり、企業における豊富な実務経験及び鉄鋼メーカーで培われた幅広い見識を有していることから、社外取締役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 明氏及び木本和彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、両氏は会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者の業務執行者であります。
3. 鈴木 明氏及び木本和彦氏を社外取締役候補者とした理由は、他社の業務執行者として豊富な経験と見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- また、鈴木 明氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してから年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社取締役候補者の所有する株式の数には、アマテイ役員持株会における本人の持分を含めております。
5. ※印は新任候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 塩野隆史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、事前に監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
しお の たか し 塩 野 隆 史 (1961年11月19日)	1988年4月 大阪弁護士会登録 1995年4月 塩野隆史法律事務所開設 同所長 1998年1月 近畿税理士会登録 2003年4月 吹田市固定資産評価審査委員会委員 2005年4月 大阪大学高等司法研究科客員教授(現任) 2011年4月 吹田市公平委員会委員(現任) 2011年6月 当社 監査役(現任) 2013年3月 京都大学博士(法学) 2014年9月 大阪狭山市開発事業等紛争調停委員会委員(現任) 2015年10月 株式会社リーガル不動産 社外監査役(現任) 2016年4月 甲南大学法科大学院兼任教授(重要な兼職の状況) 株式会社リーガル不動産 社外監査役(現任) 【選任理由】 塩野隆史氏は、弁護士として法令についての高度な能力・見識を客観的な立場から、経営執行の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 塩野隆史氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再選が承認された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 塩野隆史氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・見識を客観的な立場から、経営執行の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- また、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してから年数は、本総会終結の時をもって8年であります。
4. 当社は塩野隆史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の規定する額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏の再選が承認された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の期末時点の取締役4名及び監査役2名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額5,550千円（取締役分4,500千円、監査役分1,050千円）を支給することといたしました。存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会決議に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される後藤哲也氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ご とう てつ や 後 藤 哲 也	2011年 当社取締役 2015年 当社常務取締役 現在に至る

以 上

〈メ　モ　欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ　モ　欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

第78回定時株主総会会場

開催場所 兵庫県尼崎市西高洲町9番地 当会社1階会議室

電話 (06) 6411-1235

最寄駅 阪神電鉄 出屋敷駅下車南へ 徒歩約10分

